

令和4年10月3日

保護者の皆様

## 新型コロナウイルス感染症にかかる学校の対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

10月3日(月)生徒が新型コロナウイルス感染症に、り患したことが判明いたしました。今回のり患について和泉市教育委員会とも協議した結果、学校における感染拡大の恐れはないと判断し、引き続き通常の教育活動を行います。

今後については、下記の点にご留意頂いたうえで、ご対応、ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等の風症状がある場合は、お近くのかかりつけ医、新型コロナ受診相談センター(夜間休日可能 06-7166 -9911)または和泉保健所(0725-41-1342)へご相談いただき、相談結果について学校へ報告いただきますようお願いいたします。なお、コロナに関する検査などを受検される場合は学校にご連絡ください。
- 2 各部活動での判断はございますが、通常通り行います。
- 3 (り患者の療養期間改定)現に入院している者は、従来から変更無し  
発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。発症日から無症状者については、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- 4 (濃厚接触者の療養時間)については、感染者と最後に接触した日から原則5日間(6日目解除)ただし2日及び3日目の抗原定性検査キットの用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能。発熱など症状が出た場合は、病院など受診してください。
- 5 うわさ等、風評被害により、人権侵害につながることはないよう、ご配慮をお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】  
和泉市立石尾中学校 教頭 速水  
0725-55-0157